

# 令和8年度 第1回介護職員等による喀痰吸引等（特定の者対象）の研修

（社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条二項の規定による喀痰吸引等研修（第3号研修））

## 実施要項

### 1 目的

「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、平成24年度から、一定の研修を受けた介護職員等において、医療や看護との連携により安全確保が図られていることなど、一定の要件の下に、経管栄養、喀痰吸引等の医行為（以下『医療的ケア』という。）を実施できるようになりました。

そこで、医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成することを目的に、本研修会を実施します。

### 2 実施主体

山口県

### 3 実施機関

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

### 4 対象者

（1）県内の次の事業所等に就業又は県内に在住する介護職員等（介護福祉士を含む）、保育士等で特定の医療的ケアを特定の者に対して行う必要のある者

- ①介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護、訪問介護事業所、通所介護事業所等
- ②障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設
- ③児童福祉法に基づく障害児入所施設、障害児通所支援事業所、認可保育所
- ④特別支援学校

（2）過去に本研修を修了していて、認定を受けた以外の利用者に対して医療的ケアを行う必要のある者

（3）過去に本研修を修了していて、認定を受けた内容以外の医療的ケアを行う必要のある者  
（例：喀痰吸引のみ認定を受けていて、新たに経管栄養を実施する等）

※過去に本研修を修了された者も、本研修を申込み、受講決定後、実地期間内に実地研修をしなければ新たな利用者又は行為の追加はできませんので留意してください。

※当該研修の受講対象とならないのは、以下のとおり

- ①医療機関（病院、診療所）、特別養護老人ホームなどの高齢者介護施設等に勤務する職員
- ②「不特定の者（すべての方）」に対して、医行為を行うことを希望する介護職員等  
⇒「不特定多数の者対象」の研修（第1号・第2号研修）を受講

### 5 受講要件

（1）利用者の同意

利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）から、実地研修の協力について了承が得られていること。

（2）実地研修指導者の確保

看護師等（指導者）から、実地研修への協力かつ研修後の特定の利用者に対する連携体制について了承が得られていること。

6 受講料 無料

7 研修内容

「4 対象者」の(2)又は(3)に該当する者は、以下の(1)介護職員等研修(①基本研修並びに②筆記試験)は免除となりますが、研修の申込みは必要です。

**(1) 介護職員等研修**

介護職員等による研修の流れについては、別添1を参照してください。  
定員 50人

① 基本研修

a 日時 **【第1回】令和8年7月9日(木)～10日(金)(2日間)**

9:30～16:30(1日目)

9:30～14:00(2日目)

b 会場 YMFg 維新セミナーパーク社会福祉研修棟  
介護実習室・リハビリテーション実習室

<研修日程>

	1日目		2日目
9:10	受付	9:10	受付
9:30	<b>【講義】(動画視聴)</b> 「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」 鼓ヶ浦こども医療福祉センター 医師 池田卓生 氏	9:30	<b>【講義】(動画視聴)</b> 「重度障害児・者等の地域生活に関する講義」 日本文理大学 教授 佐藤正昭 氏
11:30	<b>【昼休憩】</b>	11:30	<b>【昼休憩】</b>
12:30	<b>【講義】(動画視聴)</b> 「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」 鼓ヶ浦こども医療福祉センター 医師 池田卓生 氏	12:30	<b>【共通演習】※</b> 「喀痰吸引等に関する演習」 済生会山口総合病院 看護主任 香川由美 氏 看護師 塩川裕香 氏
16:30		14:00	<b>【休憩】</b>
		14:10	<b>【筆記試験】</b> 30分程度 ※終了時間は筆記試験の結果により前後します。 <b>【試験結果の発表】</b> ※再試験

※シミュレーター演習により、当該行為のイメージをつかむこと(手順の確認)を目的とし、評価は行いません。

医政局長通知に基づく経過措置適用者(※)で喀痰吸引を修得している者が、経管栄養を追加する場合は、研修各回の1日目の午後の講義(4時間)、及び2日目の演習(1時間30分)を受けていただき、当日行う筆記試験に合格すれば、実地研修に進むことができます。  
 (※)経過措置適用者については別途、認定の手続きが必要です。詳しくは県ホームページ(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18641.html>)で確認してください。

## ② 筆記試験

- a 日 時 令和8年7月10日（金） 14時10分から
- b 会 場 YMfg 維新セミナーパーク社会福祉研修棟  
リハビリテーション実習室
- c 出題形式 客観式問題（四肢択一）
- d 出題数 20問
- e 試験時間 30分
- f 合格基準 正答率9割

※正答率が7割以上9割未満の受講者は、一度に限り再試験可能ですが、合格基準を満たさない場合は（1）介護職員等研修から再受講することとなります。

※経過措置適用者で、喀痰吸引を修得している者については、出題数は10問とし、試験時間は15分です。

## （2）実地研修

- a 日時 **令和8年8月14日（金）**までの利用者・指導者と調整した日
- b 場所 利用者のいる居宅等
- c 講師 受講者が依頼した指導者（看護師等）

口腔内の喀痰吸引	利用者に必要な行為を実施  ※評価表の全ての項目についての指導者の評価結果が、連続2回「手順どおりに実施できる」となるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

### ※実地研修に係る損害賠償保険について

実地研修中に発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損若しくは汚損した場合に備え、受講者を対象として損害賠償保険に一括で加入し、保険料については、山口県社会福祉協議会が負担します。

ただし、上記期間中のみでの保険であり、期間を越えて発生した事故等には保障されませんので、必ず期間中に実地研修を終えてください。

## d 報告

実地研修終了後は、**令和8年8月21日（金）（必着）**までに、実地研修報告書を提出してください。

※報告書の提出がない場合は修了証の発行ができません。次回開催時に再度申込みが必要となりますので、事務局に報告してください。（報告方法は研修時に説明）

## （3）指導者養成研修

定員 20人

指導者養成研修については、別添1を参照してください。介護職員受講申込書に「指導者養成研修申込者調書<sup>別紙3</sup>」、「推薦書<sup>別紙4</sup>」を添付してください。

※過去に受講済みの者は、再受講の必要はありません。（「介護職員等による喀痰吸引等研修(特定の者対象)の実施のための指導者養成事業報告書」を提出し受領書を有している者）

#### (4) 修了証明書の交付

実地研修報告書を締切期日までに提出した者に対し、山口県で指定された様式に基づき修了証明書を本会で交付します。

※修了証明書は、各回の実地研修報告書の締切期日後に、まとめて交付します。

#### 8 申込方法

- (1) 別紙「受講申込書 別紙1」、「受講要件等チェック表 別紙2」、「指導者養成研修申込者調書 別紙3」、「推薦書 別紙4」に必要事項を記入の上、山口県社会福祉協議会福祉研修部（福祉研修センター）宛てに、必ず郵送によりお申込みください。
- (2) 緊急時の連絡に備えて、自宅の電話番号と併せて、携帯電話の記入もお願いします。

#### 9 申込受付期間

**令和8年5月14日（木）～6月11日（木）必着**

※上記期間以外の申込は受け付けません。

#### 10 研修後の効果

- (1) 実地研修を行った者（利用者）に対し、医師の指示の下、看護師等と連携し、**実地研修で行った特定の医療的ケアのみ**を行うことが可能となります。

【例】実地研修でAさんに、口腔内の喀痰吸引を行い終了した。  
⇒Aさんにのみ、かつ口腔内の喀痰吸引のみが可能。  
Bさんや、その他利用者へ口腔内の喀痰吸引はできない。  
また、Aさんへの鼻腔内の医行為もできない。

- (2) 当研修を受講しても、ただちに行為ができるわけではないことに留意してください。認定者及び事業者としての登録が必要となります。

#### 11 受講決定

受講可否については、速やかに申込者へ通知します。

#### 12 受講上の注意事項

遅刻、早退、欠席等により、全日程を修了できない場合は、修了証明書は交付できません。  
また、学習意欲に著しく欠け、研修態度が他の受講者の迷惑になると事務局が判断したときも、修了証明書の交付ができない場合があります。

#### 13 昼食

昼食は、各自で準備するか併設の食堂を利用してください。

#### 14 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報は、研修会の運営管理のみに使用します。

#### 15 その他

- (1) 自然災害等のやむを得ない事由により研修を開催できない場合は、前日の午後3時までにHP (<https://yg-fkc.com>) に記載しますので、前日に必ずホームページを確認してください。

